

副業・兼業人材活用促進補助金のお知らせ

中小企業・小規模企業等のみなさまが、自社の課題を解決するため、県外の専門人材を「副業・兼業」の形で活用する際に活用していただける「副業・兼業人材活用促進補助金」の募集を開始します。

補助対象経費 補助率・金額	『三重県プロフェッショナル人材戦略拠点事業』人材紹介事業者登録要領」に基づき三重県知事に登録された人材紹介事業者に支払う人材紹介手数料及び専門人材の従事に係る交通費、宿泊費の1/2以内 (上限 30万円)
補助対象事業者	三重県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業等
募集期間	令和7年2月14日(金)まで ※予算の上限に達した場合、募集期間内に締め切ることがあります。
その他	三重県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて人材紹介会社から紹介を受けた県外の専門人材を副業・兼業の形で活用する場合があります。 補助金受給事業者には、上記人材の確保・活用のモデルとして、活用事例の共有・展開にご協力いただく場合があります。 補助金の支払いにあたっては、その他要件があります。

お問い合わせ先

人材確保について	三重県プロフェッショナル人材戦略拠点 (公益財団法人三重県産業支援センター内) TEL: 059-253-3888 / E-mail: projinzai@miesc.or.jp
補助金申請について	三重県 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課 中小企業・サービス産業振興班 TEL: 059-224-2534 / E-mail: chusho@pref.mie.lg.jp

申請の流れ

1. 三重県プロフェッショナル人材戦略拠点への相談(補助対象事業者)



三重県プロフェッショナル人材戦略拠点へ企業情報シートを提出

2. 登録人材紹介事業者への取り次ぎ(プロ人材拠点)



3. 専門人材採用の内定、業務委託等の決定(マッチング)(補助対象事業者)



採用が内定、業務委託等が決定したら、三重県プロフェッショナル人材戦略拠点と相談のうえ、補助金交付申請書及び添付書類を作成、準備してください。

4. 補助金交付申請書の提出<<補助対象事業者 ⇒ 三重県>>



専門人材の従事開始5日前までに補助金交付申請書を提出してください。
三重県で補助金交付申請書を審査し、補助対象の可否を確認します。

5. 補助金の交付決定<<三重県 ⇒ 補助事業者>>



補助金の交付決定後、専門人材の雇用又は業務委託等開始し、経費の支払い完了後、実績報告書を作成ください。

6. 実績報告書の提出<<補助事業者 ⇒ 三重県>>



7. 実績報告の確認(三重県)



8. 補助金額の確定・支払い<<三重県 ⇒ 補助事業者>>

補助金額の確定後、補助対象者へ通知しますので、三重県へ請求書を提出してください。